

若年層の意識醸成のための避難所開設訓練業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

この要項は、若年層の意識醸成のための避難所開設訓練業務委託を実施するにあたり、本業務委託の履行に最も適した委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

若年層の意識醸成のための避難所開設訓練業務委託

(2) 場所

松伏町内 2 か所の指定避難所

(3) 業務内容

自主防災組織等や女性消防団並びに若年層が主体となり、男女共同参画の視点及び若年層の防災意識醸成のための実効性のある若年層の防災意識醸成のための避難所開設訓練の実施及び避難所開設キットの作成

(4) 履行予定期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

(5) 委託上限額

1, 2 9 8, 0 0 0 円（税込み）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。上記金額には、本業務を履行するために必要な全ての経費を含むものとする。

(6) 支払方法

完了払

3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4. 本プロポーザルに参加できる者の形態

単体とする。

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び松伏町暴力団排除条例（平成24年松伏町条例第15号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (5) 委託候補者選定の日まで、国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 松伏町の入札参加資格停止の措置を受けている者ではないこと。

6. スケジュール

項目	日時又は期間
募集要項の公表	令和7年5月19日（月）
質問の受付	令和7年5月30日（金）まで
質問の回答・公表	令和7年6月 3日（火）まで
参加申込書等の受付	令和7年6月17日（火）まで
プロポーザル審査の実施	令和7年6月 下旬頃
結果の公表・通知	令和7年6月 下旬頃

7. 選定方法等

(1) 審査方法

下記の評価表に基づき、提出された企画提案書について、審査会による書類審査を行う。

なお、審査会の委員構成等、審査会に係る内容はすべて非公開と

する。

(2) 選定方法

(1) による審査の結果、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者を委託候補者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を委託候補者とする。

なお、参加者が1者のみの場合であっても選考を行うが、参加者から適切な提案がない場合（下記の評価表にある評価項目の合計配点の60%未満）には、委託候補者として選定せず、本選考会の手続きを中止する。

【評価表】

評価項目	着眼点	配点
基本方針	業務の目的を理解し、企画提案されているか。	20点
受託体制	業務に係る人数、体制、管理、責任体制。過去に受託した類似する業務実績。	20点
自主的な避難所開設訓練への取組	訓練参加者が、避難所開設・運営は地域住民が自主的に行うものであることの意識付けができる内容となっているか。	10点
男女共同参画への取組	訓練参加者に、避難所開設・運営における男女共同参画への理解促進を図る内容となっているか。	20点
若年層の意識醸成への取組	訓練参加者に、避難所開設・運営における若年層への理解促進を図る内容となっているか。	20点
見積金額	見積金額に対する評価。	10点
合計		100点

(3) その他

選定結果は書面により参加者全員に通知するものとし、結果についての異議申し立ては受け付けない。

8. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年5月19日（月）から令和7年6月17日（火）まで

(2) 配布場所

松伏町ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

①若年層の意識醸成のための避難所開設訓練業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

②若年層の意識醸成のための避難所開設訓練業務委託仕様書

③（様式1）参加表明書

④（様式2）質問書

⑤（様式3）表紙：企画提案書

⑥（様式4）見積書

⑦（様式5）辞退届

9. 質疑方法

(1) 質疑期間 令和7年5月30日（金）17時00分まで

(2) 質疑方法 電子メール

(3) 回答日時 令和7年6月3日（火）までに回答

(4) 回答方法 ホームページで公表

※質問書の項目及び質問内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

10. 提出書類等

(1) 提出期限 令和7年6月17日（火）17時00分まで

(2) 提出場所 松伏町大字松伏2424番地

総務課地域安全担当（本庁舎2階）

(3) 提出方法 郵送又は持参

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝日を除く）とし、時間外及び提出期限後の提出は受け付けない。持参する者は代理でも可とする。

※郵送の場合は、封筒に「若年層の意識醸成のための避難所開設訓練業務委託参加表明書」と朱書きし、

必ず書留郵便若しくはレターパックプラスで提出すること。

なお、郵送に係る事故により、企画提案書が提出出来なかった場合でも、松伏町は責任を負わない。

※受付期限までに提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

(4) 提出書類

- | | |
|--------------------|------------|
| ①参加表明書（様式1） | 正：1部 |
| ②企画提案書（様式3）※表紙のみ指定 | 正：1部、写し：5部 |
| ③見積書（様式4） | 正：1部 |
| ④見積明細書（任意様式） | 正：1部 |

※企画提案書については最大5頁、書式設定については文字サイズ11ポイント以上とし、5頁を超える企画提案書又は書式設定を遵守しない企画提案書を提出した場合は失格とする。また、企画提案書で示されている各項目については5頁以内ですべて提案すること。なお、企画提案書の表紙については頁に含めないとする。また、補足資料については選考対象としないので留意すること。

11. 提出書類の作成にあたって

(1) 企画提案書必要記載事項

①基本方針

業務の目的を十分理解した上で、業務に対する考え方や内容、タイムスケジュール等について企画提案における基本方針を記載すること。

②受託体制

従事職員の職位、資格、経歴、役割及び兼任の有無を記載すること。また、過去に受託した類似する業務実績があれば、業務名と業務内容を簡潔に記載すること。

③自主的な避難所開設訓練への取組

避難所開設・運営は地域住民が自主的に行うものであることの意識付けができるような訓練内容となっているか。

④男女共同参画への取組

避難所開設・運営における女性視点、女性の積極的な活躍が重要であることを訓練参加者に理解してもらえるよう、訓練内容が男女共同参画への理解促進を図る内容となっているか。

⑤若年層の意識醸成への取組

避難所開設・運営における若年層の防災意識醸成が必要であることを訓練参加者に理解してもらえるよう、訓練内容が男女共同参画への理解促進を図る内容となっているか。

(2) 見積書作成に係る注意事項

①業務に必要となる全ての経費を、委託上限額の範囲内で見積もること。

②見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

③見積書には、金額、日付、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。

④見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。

⑤見積明細書の様式は問わない。

⑥見積書、見積明細書は、業務名及び社名を記載した封筒に入れること。

12. 契約の締結

提案内容等に基づき協議し、契約締結を行うものとする。ただし、委託候補者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

13. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）と

する。

- (1) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 委託候補者決定までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) 募集要項に定めた内容を遵守しない場合。
- (5) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合。
- (6) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと審査会が認めた場合。
- (7) その他審査会が不適合と認める場合。
- (8) 見積書の金額が、委託上限額を超える場合。

14. その他

(1) 辞退について

参加表明書の提出後、又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退書（様式5）により、担当課宛てに提出すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

- (2) 参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ松伏町から承諾を得るものとする。
- (4) 提出資料の取扱い
 - ① 提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
 - ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は複写等）することができるものとする。
 - ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、松伏町情報公開条例に基づき公開する

場合がある。

④委託候補者として選定された提案資料については、町ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、松伏町から求めがある場合には、当該資料のPDFデータを松伏町に提供するものとする。

(5) 選定結果は、委託候補者選定後、参加者全員に自身の得点については通知するが、審査内容や順位等に関する問合せ、異議申し立ては受け付けない。

(6) 委託候補者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

(7) 審査結果に関する異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

15. 問合せ先・提出先

担 当	松伏町総務課地域安全担当
所 在 地	343-0192 北葛飾郡松伏町大字松伏2 4 2 4 番地
電 話	048-991-1895
Eメール	soumu1010200@town.matsubushi.lg.jp